

しんとみ 広報

お知らせ版 No. 1

令和元年12月10日発行 (次号 12月20日)

編集:総務課(担当:二川 智南美 33-6002)

※記事の内容については、各課等へお問い合わせください。

<http://www.town.shintomi.lg.jp/>

本紙は、ホームページからダウンロードできます。

ゴルフコンペが開催されました



11月6日(水)、一ツ瀬川県民スポーツセンターにおいて「第25回 新富町民ゴルフコンペ」が開催されました。参加者は総勢119名。くり広げられた熱戦を勝ち抜き、村田洋治さんが見事優勝を飾りました。準優勝は武藤次吉さん、3位は池田敬市さんでした。

お知らせ

12月 町税納期限のお知らせ

～町税・保険料等は新富町の公共サービスを支える貴重な財源です～

固定資産税 第3期
国民健康保険税 第6期
後期高齢者医療保険料 第6期
介護保険料 第6期
保育料 12月期

納期限は 12月25日(水) です。

※口座振替日は 12月25日(水) です。

※納期を経過すると、督促料、延滞金が加算されます。

納期限内に、納付書裏面に記載してある各金融機関またはコンビニエンスストアでお納めください。

※12月の納期は再振替を行いません。口座振替を利用されている方は残高の確認をお願いします。

今後とも、期限内納付にご協力をお願いします。

問合せ: 税務課 (担当) 吉野安紀 ☎33-6076

お知らせ

2020年農林業センサス(農林業経営体調査)が実施されます

農林水産省では、令和2年2月1日現在で、「2020年農林業センサス」を実施します。この調査は、我が国の農林業・農山村地域の実態を明らかにする最も基本的な調査です。

調査日	令和2年2月1日 (12月中旬より調査員が訪問します。)
調査対象	農家や林家、会社など、農林業を営んでいる経営体
調査事項	経営状態、世帯状況、経営耕地面積、農産物の販売、山林・林業作業など
調査方法	調査員が12月中旬より農林業をされている方のご自宅や会社へ訪問して、調査票の記入をお願いします。

農林業センサスは、今後の農林業の政策に役立てるために5年ごとに実施される極めて大切な国の調査です。皆様のお宅や会社等に調査員が伺いましたら、ご協力をお願いします。

問合せ: 総合政策課
ゆあさしろうた
(担当)湯浅翔太 ☎33-6012

総務省統計局では、「経済センサス-基礎調査」を実施しております。この調査では、2019年6月から2020年3月までの期間に、調査員が全国すべての事業所の活動状態を確認し、一部の事業所には調査票を配布し、記入をお願いすることがあります。調査にご理解とご協力をお願いします。

【「経済センサス-基礎調査」について】

この調査は、我が国すべての産業分野における事業所の活動状態等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査の母集団情報を整備することを目的とします。

問合せ：総合政策課
ゆあさしろうた
 (担当) 湯浅翔太
 ☎33-6012

- 受付期間：令和2年1月4日（土）～2月29日（土）
 （庁舎での受付は土日祝日を除く。郵送は当日消印有効）
- 受付時間：9：00～12：00及び13：00～17：00
- 受付業種：①建設工事 ②測量・建設コンサルタント等 ③物品・役務・その他
- 提出方法：持参または郵送
- 提出先：〒889-1493 児湯郡新富町大字上富田7491 新富町役場財政課
- 有効期間：令和2年4月1日～令和4年3月31日（2か年度間）
- 提出部数：1部（A4判個別フォルダーにて提出。表紙面及び表題部に会社名を表示すること。）
- 様式：国土交通省に準ずる様式。新富町ホームページ（<http://www.town.shintomi.lg.jp/>）に掲載。（入札・ビジネス→入札・契約に関する情報 入札資格審査受付→申請書のダウンロード）
- 新富町に住所又は営業所のある業者は、以下の新富町独自様式を別途提出する必要があります。

提出する様式	対象事業者
一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事） その2 専任技術者証明書の写し	建設業者のみ
職員調書（技術者は免許証の写しを添付）	建設業者、測量・建設コンサルタントのみ
個人住民税の特別徴収実施確認書	全業種の事業者

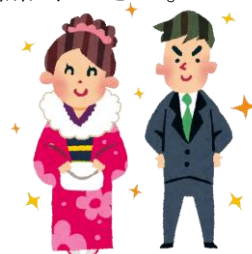
※建設業者とは、建設業法に規定する29種類の業種の事業者

問合せ：財政課（担当）せきやひろゆき 関屋博之 ☎33-6011

令和2年成人式典を次のとおり開催します。式典は、新成人者で構成された成人式実行委員会が企画・立案した手づくりの式典です。将来を担う若人が新しい未来を創造する出発点としての成人式の日を町民あげて祝福したいと思います。ご家族・地域の皆さんもお気軽にご出席ください。

- 日時：令和2年1月5日（日曜日）
 10：00～12：30
 （受付 9：00～9：50）
- 場所：新富町文化会館 大ホール

問合せ：生涯学習課
とどろきみかこ
 (担当) 轟木美香子 ☎33-1022



新富町では、社会・経済情勢の変化や制度面の改正等に伴い、まちづくりの基本的な方針である「新富町都市計画マスタープラン」の修正策定に取り組んでいます。このたび、修正したマスタープラン案について、次のとおりパブリックコメント（意見公募）を実施いたします。

○募集期間：令和元年12月10日（火）～12月19日（木）

○閲覧等の方法：修正案の資料及び意見等募集用紙は、次の窓口等で閲覧・入手することができます。

①役場 都市建設課（土・日曜日を除く8：30～17：15）

②町ホームページ

○意見等の提出方法：郵送、電子メール、ファックス又は文書の持参のいずれかの方法によるものとします。

※提出の際には、氏名と住所、電話番号又はメールアドレスを必ず記入してください。

○意見等の取扱い：提出された意見等の概要、提出された意見等に対する町の計画案を修正した場合には、その修正内容を公表します。

問合せ：都市建設課（担当）^{ほんぶよし のり}本部宜則 ☎33-6017

昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅を対象に、住宅の所有者が行う耐震診断に対する助成を行います。

※募集件数には限りがありますので、お早目にご相談ください。

①募集件数：8件（先着順）

②申込受付期限

令和元年12月27日（金）まで（募集件数に達した時点で、受付を終了します。）

③対象となる住宅

昭和56年5月31日以前に建築され、現に居住している2階建て以下の一戸建て在来工法木造住宅（パネル工法等特殊な工法でないもの）

※店舗等の用途を兼ねる住宅（店舗等の部分の床面積が延べ面積の1/2未満のもの）を含む。

④対象者：新富町在住の対象住宅所有者

⑤耐震診断を行う専門家（耐震診断士）

宮崎県木造住宅耐震診断士（建築士事務所に所属している県内の建築士で県主催の講習会を受講し、県に登録された者）が診断を行います。

⑥対象となる診断方法

一般診断（大地震による住宅倒壊の可能性の有無について判定するもの）となります。耐震診断士が現地調査を行い、建物の診断内容を数値化し、総合評価した診断報告書をもとに、耐震診断士が報告します。

⑦自己負担額

住宅1棟につき、耐震診断に必要な経費6万円のうち、6千円を自己負担していただきます。

※自己負担額については、「一般財団法人 宮崎県建築住宅センター」の助成が受けられます。

問合せ：都市建設課（担当）^{みちしたひでと}道下秀人 ☎33-6017

募集

令和元年度 木造住宅耐震改修総合支援事業の募集について

対象住宅の所有者が行う耐震改修設計及び耐震改修工事に対して、次のとおり助成を行います。

①募集件数：2件（先着順）

問合せ：都市建設課（担当）みちしたひでと道下秀人 ☎33-6017

②申請受付期限

令和元年12月27日（金）まで（募集件数に達した時点で、受付を終了します。）

③対象となる住宅（以下のすべてに該当するもの）

- ・昭和56年5月31日以前に建築され、現に居住している2階建て以下の一戸建て在来工法木造住宅（パネル工法など特殊な工法でないもの）
- ※店舗等の用途を兼ねる住宅（店舗等の部分の床面積が延べ面積の1/2未満のもの）を含む
- ・「新富町木造住宅耐震診断事業」を利用して耐震診断を行った住宅で、耐震診断の結果が1.0未満と判定されたもの

④対象者：対象住宅に居住している所有者で、町税の滞納がない方

⑤補助限度額

耐震改修設計及び耐震改修工事にかかる費用の4/5以内で、かつ100万円以内（千円未満切捨）

⑥補助要件

当補助制度を受けるにあたっては、県に登録された建築士（宮崎県木造住宅耐震診断士）が、耐震補強設計及び工事監理（設計どおり施工されているか、確認等を行う業務）を行うことが条件となります。

募集

令和元年度 危険ブロック塀等対策事業の募集について

対象危険ブロック塀等の所有者が行う除却に対して、次のとおり助成を行います。

①募集件数：2件（先着順）

②申請受付期限

令和元年12月27日（金）まで（募集件数に達した時点で、受付を終了します。）

③対象となるブロック塀等（以下のすべてに該当するもの）

- ・小学校から概ね半径500mの範囲のもの。
- ・道路に面するもの。
- ・道路面から高さ1.4m以上のもの。
- ・除却後に、道路面から高さを0.8m以下にするもの。
- ・一般財団法人日本建築防災協会発行の「既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説」により対象物の健全性が確保されていないもの。

④対象者：町税の滞納がない方

⑤補助限度額

次に掲げる額のうちいずれか低い額を限度とします。

- ・1敷地につき、15万6千円
- ・除却するブロック塀等の延長に対し、1万2千円/m
- ・除却するブロック塀等の面積に対し、1万円/m²



問合せ：都市建設課
みちしたひでと
（担当）道下秀人 ☎33-6017